

かべ新聞

第 112 号

2017 年
7 月 15 日

J R 東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

分会・本部・地本の連名で

7/14 東京都労働委員会へ

不当労働行為救済申立て！

昨年 10 月、松井分会長が取得した年休に対して、年休発給後、会社が診断書の提出を強要したことに端を発した労働協約の解釈をめぐる問題で、本部は東京都労働委員会に会社が団体交渉に応じるように「あっせん」申請しましたが、会社が団体交渉の開催を拒否したため不調に終わりました。

この問題の第一は、年休取得に関してその取得理由を告げなければならないとする J R 東海の姿勢は、労基法第 39 条を無視した行為です。

第二に、松井分会長が申請した苦情処理申告に関して地方苦情処理会議を開催しなかったことは、労働協約違反です。

第三に、団体交渉の申し入れに応じなかったことは、労働協約違反であり、不当労働行為です。

会社の不当労働行為を許さない！

都労委闘争勝利に向け頑張ろう！